



来年4月1日から開始予定

自転車の青切符による取り締まりに備えて

先月号に引き続き、来年4月1日開始予定の改正道路交通法による、自転車で交通違反をした際の交通反則通告制度（青色切符による反則金の納付）の適用に備え、自転車の交通ルールのご案内をします。

自転車の交通ルール講座

自転車は車の仲間です！道路を走行する時は次のことを守りましょう！

◎車道通行（※例外あり）

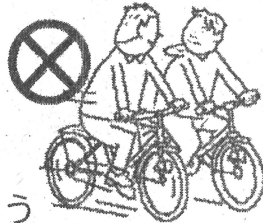
自転車は車の仲間。**車道**を走行しましょう

◎左側通行

車と同じく**左側通行**です。

◎並進の禁止

迷惑です！**一列で走行**しましょう



※以下の場合歩道を通行できます

●**道路標識や道路標示**により自転車が歩道を通行できるとされているとき

●自転車の運転手が**児童、幼児、70歳以上の者**、または、**車道通行に支障がある身体障がい者**であるとき
※児童（6歳以上13歳未満） 幼児（6歳未満）



●**車道または交通の状況から歩道を通行することがやむを得ない時**
☆やむを得ない例

①道路工事や連続した駐車車両などのため、**車道の左側を通行することが困難な場合**

②著しく交通量が多い、車道の幅が狭いなどのため、**自動車との接触事故の危険がある場合**

自転車の歩道通行の方法

歩行者優先！徐行！

○歩行者の通行を妨げる場合は**停止**しましょう。

○歩道の中央から**車道寄り**を徐行して進行しましょう。

○道路標示により自転車が通行すべき部分として指定された部分を徐行して進行しましょう。



被害者や加害者、違反者にならないために、

交通ルールを守りましょう！

歩道

歩道を走行する際は
車道寄りを徐行で！

車道の左端に
寄って通行

並進はダメ！

逆走禁止！
左側通行です！

車道

歩道

水難事故防止

4人に1人



中学生以下の子どもの割合

ライフジャケットを
付けましょう！



3日に1件発生

昨年の夏期における県内の水難は、

令和6年7月1日～8月31日までの2ヵ月間
(62日間)に20件33人、1日当たりの発生件数は、
0.32件となります。

水難者33人のうち、中学生以下が9人と、全体
の水難者の27%にあたります。



飲酒したら
絶対泳がない



子どもから
眼を離さない



高波や遊泳
禁止場所では
泳がない

山岳事故防止

4日に1件

昨年の夏期における県内の山岳遭難は、

※令和6年7月1日～
8月31日までの2ヵ月間
(62日間)に17件17人
が遭難。
1日当たりの発生件数
は0.27件となります。



- 登山届の提出
- 入山前の気象状況の確認
- 時分の力量に合った山を選ぶ
- 体調に少しでも不安があったら中止する
- スマホの予備バッテリー
- ライト、非常食の準備
- 水分補給の徹底

警察を名乗る電話に

注意！

警察を騙る不審電話の相談が多数寄せられています。

警察は

- 事前に「逮捕する」なんて連絡はしません！
- 令状をラインなどで見せたりしません！
- 金銭を要求したり、口座番号を聞きません！
- ラインのメッセージやビデオ通話などで連絡をとりません！

逮捕状

